

危険物 Q & A 集

整理番号	42	区分	申請・届出	B	3
質問	危険物施設の廃止に伴い、廃止届書を提出したいのですが、完成検査済証を紛失しました。どうすればいいですか。				
回答	危険物施設を廃止したときは、廃止届書を提出することが原則です。 紛失したのであれば、危険物施設がある行政区の消防署に相談し、安全に施設を廃止できるように指導を受けてください。				
根拠法令等	消防法 第12条の6 危険物の規制に関する政令 第8条 危険物の規制に関する規則 第6条、第8条 京都市危険物規制規則 第8条、第16条				